

重要なお知らせ

2021.6.9

重要

「過去のお知らせ」（令和3年度）

過去に掲載しましたお知らせの履歴です。最新の情報は、トップページに記載している情報をご確認ください。

1. 授業に関すること

○まん延防止等重点措置の実施に伴う在宅受講届について（2021/4/21更新）

「まん延防止等重点措置」が実施されている区域に居住する学生に対し、当該区域の実施期間中の在宅受講を認め、都府県全域への感染拡大を防ぎ、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐこととします。

詳細はこちらをご覧ください。

- ・まん延防止等重点措置の実施に伴う在宅受講届について（お知らせ）20210414【PDF】
- ・まん延防止等重点措置の実施に伴う在宅受講届（20210414）【Excel】

4/14にお知らせしました上記の「まん延防止等重点措置」について、4/20～5/11の期間で埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県が追加されました。

これに伴い、本学における追加対象地域（埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県）の在宅受講届の適用期間は、4/23（金）以降から対象期間終了日（居住区域により異なる）までとなりますことをお知らせします。

（2021/4/21追記）

○宇都宮大学における授業の実施等に際してのガイドライン【学生用】の更新（2021/4/5更新）

本ガイドラインは、「新型コロナウイルス感染症対策のための宇都宮大学の対応方針」及び「宇都宮大学における令和3年度授業実施方針について」に基づき、授業の受講、教育研究及び学生生活に関する対応について制定しています。

[宇都宮大学における授業の実施等に際してのガイドライン【学生用】（令和3年4月5日一部改正）](#)

○令和3年度前期における授業の実施方針について（2021/3/30更新）

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、令和3年度前期における授業の実施方針について、3月5日にお知らせしたのから変更があります。

詳細はこちらをご覧ください。

[令和3年度前期における授業の実施方針について【PDF】](#)

2.在学生の皆さんへ

○海外渡航・一時帰国について（2021/3/9更新）

現在、「新型コロナウイルス感染症対策のための宇都宮大学の対応方針」ステージ1以上の場合、海外渡航については「原則、外務省の感染症危険レベルに準ずる」としています。

したがって、危険情報（感染症危険情報）「レベル2」以上の国・地域については、引き続き渡航の自粛を強く要請します（※原則として、大学が渡航を認めることはできません）。「レベル1」の国・地域についても、引き続き、原則として自粛を要請します。

詳細について、改めて以下PDFのとおりお知らせします。

海外渡航・一時帰国を検討している場合は、以下の内容をよく確認し、指導教員に相談するとともに、不明な点がある場合は、必ず事前に留学生・国際交流センター事務室（028-649-8166）へご相談ください。

[学生の海外渡航・一時帰国について【PDF】](#)

[一覧ページに戻る](#) >